

インフォメーション

令和2年2月1日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「ながら運転」の厳罰化 2019.12.1～

令和元年12月1日改正道路交通法が施行され、「ながら運転」が厳罰化されました。「ながら運転」は運転中のスマートフォンの操作だけでなく、運転中にカーナビの操作を行ったり、運転以外の行為を行うことをいいます。

1. 携帯電話使用等（保持）

		改正前	改正後
違反点数		1点	3点
罰則		5万円以下の罰金	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
反則金	大型車	7,000円	25,000円
	普通車	6,000円	18,000円
	二輪車	6,000円	15,000円
	原付車	5,000円	12,000円

2. 携帯電話使用等（交通の危険）

		改正前	改正後
違反点数		2点	6点
罰則		3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
反則金	大型車	12,000円	適用なし
	普通車	9,000円	
	二輪車	7,000円	
	原付車	6,000円	

交通の危険とは、携帯電話での通話や注視によって交通事故等を生じさせる違反です。

3. 法人税法における罰金等の取扱い

罰金等を受ける人		業務中	業務中以外
個人	使用人	損金不算入	-
	役員		役員賞与扱いで損金不算入
法人（放置違反金のみ）		損金不算入	-

今後、「あおり運転」についても厳罰化されるようです。安全運転に努めましょう。